

# 『大東世語』「排調」篇注釈稿

堀 誠

## 〔凡例〕

一、本稿は、服部南郭『大東世語』「排調」篇の本文と原注に関する注釈である。

一、注釈は、早稲田大学大学院教育学研究科二〇一五年度科目「国文学演習」（堀 誠担当）の受講生（呂天雯・高橋憲子・馮超鴻・樋口敦士・折原佑実・奥田惇・山中明・籠尾知佳・永瀬恵子）が講読担当話の発表資料に基づいて原稿化した。

一、底本は、早稲田大学図書館蔵本『大東世語』（寛延三年（一七五〇）刊）に依り、また典拠に関しては同館蔵本『大東世語考』（方寸菴漆鍋稿、寛延四年（一七五二）序）を参考にした。

一、「排調」篇の都合十二話を、「排調1」のように順次表記した。

一、注釈は本文の「書き下し文」・「訳文」、原注の「書き下し文」・「訳

文」、および「語釈」、「典拠」から構成される。

一、「書き下し文」は、原則として底本の訓点を尊重しつつ、適宜これを改めた。

## 〔排調1〕

藤黄門忠輔①常仰。人目<sup>二</sup>仰黄門<sup>一</sup>。藤大将濟時②朝遇。戯<sup>レ</sup>之曰。天  
今有<sup>二</sup>何事<sup>一</sup>。黄門曰。見<sup>三</sup>客星犯<sup>二</sup>大将<sup>一</sup>。大将心頗惡<sup>レ</sup>之。無<sup>レ</sup>幾卒。

〔書き下し文〕

藤黄門忠輔常に仰ぐ。人 仰黄門と目す。藤大将濟時朝して遇ふ。之  
に戯れて曰く、「天に今 何事か有る」と。黄門曰く、「客星の大将を  
犯すを見る」と。大将 心頗る之を惡む。幾くも無くして卒す。

## 〔訳文〕

中納言藤原忠輔はいつも天空を見上げていたことから、世の人は彼を

「仰ぎ中納言」と呼びなした。近衛大将藤原濟時は参内して、忠輔に出会った。戯れに忠輔に「今、天に何事が起きているのか」と話しかけると、忠輔は「客星が大将を犯すのが見えています」と答えた。大將濟時は心の中で忠輔をひどく憎らしく思った。その後、濟時はさほど経たないうちに亡くなった。

〔原注〕

①粟田左大臣在衡之孫。治部卿國光之子。

②小一條大臣師尹之子。

〔書き下し文〕

①粟田左大臣在衡の孫にして、治部卿國光の子なり。

②小一條大臣師尹の子なり。

〔訳文〕

①粟田左大臣在衡の孫で、治部卿國光の子である。

②小一條大臣師尹の子である。

〔語釈〕

藤黄門忠輔 藤原忠輔。九四四〜一〇一三。平安時代の公卿。藤原国光の次男。官位は正三位・権中納言。黄門は、中納言の唐名である。

粟田左大臣在衡 藤原在衡。八九二〜九七〇。平安時代の公卿。父は大僧都如無、母は良峰高見の女。伯父藤原有頼の養子。刑部少輔、大学頭、侍従、式部権少輔などを歴任して、天慶四年（九四一）に参議、安和二年（九六九）に源高明の失脚で右大臣、

翌天祿元年（九七〇）に左大臣となった。通称は粟田左大臣。治部卿國光 藤原國光。生没年不詳。藤原在衡の子。近江守・治部卿などを歴任して、位階は正四位下まで昇った。

目 見なす。呼びなす。

藤原大將濟時 藤原濟時。九四一〜九九五。平安時代中期の公卿。左大臣藤原師尹の次男。母は藤原定方の女。右兵衛督、権中納言、大納言、近衛大将を歴任して、長徳元年（九九五）の疱瘡の大流行によって死去した。死後、娘の城子が三条天皇の皇后となったため、右大臣を追贈された。大將は、近衛府の長官。

小一條大臣師尹 藤原師尹。九二〇〜九六九。平安時代中期の公卿。藤原忠平の五男。母は源能有の女。参議、権中納言、大納言、右大臣などを経て、安和二年（九六九）に源高明の左遷で後任の左大臣となったが、同年十月十五日に死去。号は小一條。

客星 常には見えず、一時的に現れる星。彗星、新星など。ここにいる客星は金星、太白星のことである。室町初期に賀茂在方が書いた『曆林問答集』「積星」には、「太白星、金之精。其位西方、主<sup>レ</sup>秋。白帝之子、大将之象、以司<sup>二</sup>凶兵<sup>一</sup>」とある。

〔典故〕

『江談抄』第三十第十六話「忠輔卿、仰ぎの中納言と号くる事、大将事」。『今昔物語集』卷第二十八第二十二話「忠輔中納言付異名語」。

（呂 天雯）

## 〔排調2〕

人毎<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>問<sup>二</sup>慶保胤僻事<sup>一</sup>。不<sup>三</sup>必考<sup>二</sup>察虚實有無<sup>一</sup>。都云<sup>二</sup>有有<sup>一</sup>。藤有國故設<sup>二</sup>偽事<sup>一</sup>問<sup>レ</sup>之。亦即云<sup>二</sup>有有<sup>一</sup>。遂目<sup>二</sup>有有生<sup>一</sup>。

### 〔書き下し文〕

人 慶保胤に僻事を問ふこと有る毎に、必ずしも虚實有無を考察せず、都て「有り有り」と云ふ。藤有國故らに偽事を設けて之を問ふも、亦た即ち「有り有り」と云ふ。遂に「有有生」と目せらる。

### 〔訳文〕

人が慶滋保胤に故実に合わない事を尋ねるたびに、必ずしもその虚実や有無を調べずに、すべて「有り有り」と言った。藤原有國が、わざと偽りの故実を作つてこれを尋ねた際も、またすぐさま「有り有り」と言った。ついに、「有り有り」生と呼びなされた。

### 〔語釈〕

慶保胤 慶滋保胤。生年不詳一〇〇二。内記上人。賀茂忠行の次男。後に慶滋と改姓した。法名は寂心。菅原文時に師事し、文章生の出身。少・大内記を経たため内記上人と呼ばれた。詩人として高岳相如と並び称された。勸学会結衆の主導的立場として活動し、寛和二年（九八六）出家。著作に「池亭記」「日本往生極楽記」などがある。

藤原有國 藤原有國。九四三〜一〇一一。勘解由長官有國。有國宰相。

内磨流藤原氏。日野流遠祖。父は正五位下輔道、母は源守俊の女。字は藤賢。右大弁・勘解由長官の時、永祚二年（九九〇）に藏人頭を兼任、同年八月、従三位非参議で公卿となる。翌正

暦二年（九九一）秦有時殺害事件に連座し除名されるが、翌三年復位し、同四年勘解由長官に復職する。道隆との確執があった。長徳元年（九九五）大宰大貳、同年もしくは二年に有國と改名。長保三年（一〇〇一）帰京、同年参議。最終位階は従二位。兼家・道長家司。文章生の出身。漢詩文を多く残す。

僻事 正しくないこと。ひがごと。故実を知らないこと。

有有生 「生」は学生、文章生の「生」に通じる。「有有生」は保胤がいつも「有り有り」と答えることを有國が風刺した呼称。

目 見なす。呼びなす。

### 〔典故〕

『古事談』卷六一三八、四二六「有國、保胤に異名を付くる事」。

『江談抄』第五―第六一話「勘解由相公保胤を誹謗する事」。

（高橋 憲子）

## 〔排調3〕

藤大將濟時女①。選入<sup>二</sup>東宮<sup>一</sup>。即位後。或傳便應<sup>レ</sup>拜<sup>レ</sup>妃。大將詣<sup>二</sup>丞相<sup>一</sup>②。陰察<sup>二</sup>其旨<sup>一</sup>。丞相亦但云。或應<sup>レ</sup>爾耳。大將歡喜拜謝。歸<sup>レ</sup>家營<sup>レ</sup>事待<sup>レ</sup>之。爾後消息。都無<sup>二</sup>其事<sup>一</sup>。時人目<sup>二</sup>濟時<sup>一</sup>爲<sup>二</sup>紅梅

大將<sup>一</sup>。蓋云彼家有「紅梅」。其實空拜也<sup>③</sup>。

〔書き下し文〕

藤原大將濟時の女、選ばれて東宮に入る。即位の後、或いは傳ふ、「便ち應に妃に拜せらるべし」と。大將 丞相に詣る。陰かに其の旨を察す。丞相も亦た但だ云ふ、「或いは應に爾るべきのみ」と。大將歡喜して拜謝し、家に歸りて事を營して之を待つ。爾後 消息、都て其の事無し。時の人 濟時を目して紅梅大將と爲す。蓋し云ふ、「彼の家に紅梅有り。其の實は空拜なり」と。

〔訳文〕

藤原左大將濟時の娘は、選ばれて東宮に入内した。三条天皇の即位の後、ある人が「まもなく皇后に選ばれるでしょう」と伝えた。濟時は藤原兼家のところに出かけて、ひそかに勅旨のことを推察しようとした。兼家もただ、「おそらくはそうであるはずです」と言うばかりであった。濟時は大いに喜んで拜謝して帰宅すると、立後の準備をしてその勅旨を待っていた。その後、立后についての知らせはまったくなかった。その当時の人々は濟時を紅梅大將とみなした。考えるに、彼の家には紅梅があるからだが、その実は空拜（空しく拝礼）の意なのである。

〔原注〕

- ① 三條帝。
- ② 兼家。
- ③ 紅空。梅拜。方音相近。

〔書き下し文〕

① 三條帝なり。

② 兼家なり。

③ 紅と空、梅と拜、方に音相近し。

〔訳文〕

① 後の三条天皇である。

② 藤原兼家である。

③ 紅と空、梅と拜は、それぞれ音が通じる。

〔語釈〕

藤原大將濟時〔排調<sup>一</sup>〕〔語釈<sup>二</sup>〕「藤原大將濟時」参照。

女 藤原濟時の長女。藤原城子<sup>すけこ</sup>。正暦二年（九九二）十一月、東宮

入内。三条天皇の皇后になった。

東宮 皇太子。ここでは後の三条天皇。

三條帝 三条天皇。九七六～一〇一七。第六十七代天皇。在位は寛弘

八年（一〇一一）～長和五年（一〇二六）。冷泉天皇の第二皇子。

母は藤原兼家の長女・超子。

丞相 大臣の唐名。ここでは藤原兼家のこと。

兼家 藤原兼家。九二九～九九〇。平安時代の公卿。右大臣藤原師輔

の三男。策略によって花山天皇を退位させ、娘が生んだ一条天皇を即位させて摂政となった。その後右大臣を辞して摂政のみを官職として、摂関の地位を飛躍的に高めた。また息子の道隆に摂政の地位を譲って世襲を固める。道隆以後、摂関は兼家の

子孫が独占し、兼家は東三条大入道殿と呼ばれた。空拜 むなしく拝礼すること。

〔典故〕

『江談抄』第二―第七話「済時卿の女、三条院に参る事」。

『古事談』卷二―三六、一三五「済時、空拜の大將の異名を得る事」。

(山中 明)

〔排調4〕

定通舉<sup>二</sup>童子郎<sup>一</sup>。下議<sup>二</sup>當<sup>レ</sup>拜<sup>レ</sup>官否<sup>一</sup>。源經信列戲云。宇治公御車僮。

曾爲<sup>二</sup>土州吏<sup>一</sup>。滿座大笑。事遂罷。

〔書き下し文〕

定通 童子郎に擧げらるるに、下して當に官に拜すべきや否やを議せしむ。源經信 列に戯れて云ふ、「宇治公の御車僮、曾て土州の吏と爲る」と。滿座大いに笑す。事遂に罷む。

〔訳文〕

定通の童殿上推挙の際に、殿上では定通を任官させるべきかどうかを論議させた。源經信はその座におり、戯れに「宇治公の牛飼い童が以前土佐の下吏になりました」と言うや、滿座の者は大いに笑った。かくてとうとう任官は沙汰止みになった。

〔語釈〕

定通 藤原定通。一〇八五―一一一五。平安後期の公卿。藤原保実の

子で、後に藤原宗通の養子となった。典故『古事談』では、この話を養父宗通のこととする。藤原宗通は平安後期の公卿。一〇七一―一一二〇。藤原俊家の子。幼名は阿古丸。白河院の寵愛を受けたことから、近臣として勢力を振るった。天永二年（一一一一）権大納言に昇進。その様子は「傍若無人」と評されたという。

童子郎 經に通じた賢い童子を郎の官職に就けたもの。ここでは童殿上を指す。これは元服前の貴族の子弟が宮中の礼儀作法を見習うために殿上への奉仕を許されること。

拜官 官に就くこと。任官の際に君主の前にて拝領するため。

源經信 一〇一六―一〇九七。平安時代後期の公卿、歌人。源道方の子。和漢の故実に通じ、漢詩、和歌、管弦に長じていたため、朝家の重臣と称された。寛治五年（一〇九二）大納言昇進。嘉保元年（一〇九四）大宰権帥に任命され、現地に下向して大宰府で没した。『金葉和歌集』の撰者源俊頼の父。

宇治公 藤原頼通。九九二―一〇七四。平安時代中期の公卿。藤原道長の子。寛仁元年（一〇一七）に内大臣及び摂政となり、同三年（一〇一九）関白、治安元年（一〇二二）従一位左大臣、康平四年（一〇六一）に太政大臣の宣下を受けた。道長から伝領した宇治殿を平等院阿弥陀堂（鳳凰堂）に改修したことも高名である。

車僮 車引きの童を言うか。「僮」は召し使い、童のこと。ここでは

牛飼い童を指す。

土州吏 土佐の役人。典拠では「土佐目」とある。「目」とは律令制最下位の「主典」に当たり、公文書の作成や管理を司った。

〔典拠〕

『古事談』巻二一三八、一三七「經信、宗通への給官を評する事」。

〔備考〕

典拠『古事談』には「定通」のことではなく、その養父「宗通」のこととする。

（樋口 敦士）

〔排調5〕

藤信通通季兄弟①。俱爲「侍中」。竝見「榮遇」。伯極寢陋。叔極肥大。退朝。二人雙「坐母夫人前」。母夫人熟視曰。不知孰是支離。

〔書き下し文〕

藤信通 通季の兄弟、俱に侍中と爲る。竝に榮遇せらる。伯は極めて寢陋にして、叔は極めて肥大なり。退朝して、二人 母夫人の前に雙び坐す。母夫人熟視して曰く、「知らず、孰れか是れ支離なるを」と。

〔訳文〕

藤原信通と通季の兄弟は、ともに藏人になった。ともに格別の待遇を受けていた。長兄はひどく風采がさがらず、弟は非常に肥え太っていた。朝廷から退出して、二人は母親の前に並んで座った。母親がまじ

まじと見て言うことには、「いったいどちらが醜いのか、わからないね」と。

〔原注〕

①東宮大夫公實之子。

〔書き下し文〕

①東宮大夫公實の子なり。

〔訳文〕

①東宮大夫公實の子である。

〔語釈〕

藤信通 藤原信通。一〇九一〜一一二〇。藤原宗通の長男。

通季 藤原通季。一〇九〇〜一一二八。藤原公実の三男で、母は藤原隆方の女光子。権中納言兼左衛門督、中宮権大夫などを経て、待賢門院別当となる。西園寺家の祖。

兄弟 兄と弟。ここで藤原信通と藤原通季を兄弟とするのは、誤認があるか。

侍中 藏人の唐名。

伯 年長の男を尊敬するという。また兄弟の序列で、最年長の人。

寢陋 風采がさがらないこと。醜いこと。

叔 兄弟の序列で、上から三番目の人。また、年少者をいう。

支離 ばらばらであること。また、障害があること、憔悴しているさまをいう。ここでは醜いの意。

東宮大夫 東宮坊（皇太子に関する事務をつかさどる役所）の長官。

公實 藤原公實。一〇五三―一一〇七。父は藤原実季、母は藤原経平の女陸子。参議、権大納言などを経て、康和二年（一一〇〇）、東宮大夫。歌人としては「堀川百首」などに出詠したほか、『続詞花集』などに入集。

〔典故〕  
『今鏡』卷六「藤波の下」。

（折原 佑美）

## 〔排調6〕

康和中。勅建<sup>二</sup>尊勝寺<sup>一</sup>。詔<sup>二</sup>近臣<sup>一</sup>施<sup>二</sup>華幔<sup>一</sup>。源俊頼語<sup>レ</sup>人曰。近方作<sup>二</sup>百詠<sup>一</sup>。構思攪亂。矢<sup>レ</sup>口發言。便不<sup>二</sup>自覺<sup>一</sup>。云<sup>二</sup>華幔華幔<sup>一</sup>。上聞<sup>二</sup>其事<sup>一</sup>。笑除<sup>二</sup>施列<sup>一</sup>。

〔書き下し文〕

康和中、勅して尊勝寺を建て、近臣に詔して華幔を施さしむ。源俊頼人に語りて曰く、「近ろ方に百詠を作るに、構思攪亂し、口より矢ねて言を發するに、便ち自ら覺えず、『華幔華幔』と云ふ」と。上は其の事を聞き、笑ひて施列を除かしむ。

〔訳文〕

康和年間のこと、勅命により尊勝寺を建立し、近臣に命じて美しい幔幕を寄進させた。源俊頼は周囲の人に、「この頃まさに百首歌を作ろうとしているのだが、考えがまとまらず、口から言葉を並べて和歌を

詠もうとすると、無意識のうちに『華幔華幔』と詠んでしまう」とこぼした。堀河天皇はそのことを聞き及び、笑って寄進の列から除外させた。

〔語釈〕

康和 第七十三代堀河天皇の年号。一〇九九―一一〇四。

尊勝寺 康和四年（一一〇四）七月二十一日供養。堀河天皇の勅願寺

で、六勝寺の一つ。現存しないが、京都市岡崎付近にあったことがわかつている。

華幔 美しい幕。又、花の咲き乱れて長く続いた様。

施 かざる、寄進する意。

源俊頼 一〇五五―一一二九。大納言源経信の子。自由な歌風が高く評価され、「堀河院御時百首和歌」の企画、推進を任された。また、白河天皇に『金葉和歌集』を撰上するなど、和歌史上の功績は大きい。歌学書『俊頼髓脳』の著者。

百詠 「堀河院御時百首和歌」のこと。当時の代表的歌人十四人（十人もしくは十六人とする伝本もある）が、与えられた題に対して各々一首ずつ和歌を詠み百首とする。

構思 考えを組み立てる。構想をねる。また、その考え。

矢口發言 「矢口」は口より言葉をつらねて言うこと。「發言」は『毛詩』「大序」に「詩者、志之所之也。在心為志、發言為詩」（詩は志の之く所なり。心に在りては志と為り、言に発して詩と為る）とあるのに基づく。ここでは和歌を詠むことをいう。

〔典故〕

『今鏡』卷二「すべらぎの中」。

（奥田 惇）

〔排調7〕

藤傳公實①長女。爲<sup>二</sup>亞相②夫人<sup>一</sup>。其次嫁<sup>二</sup>花園左相③<sup>一</sup>。其次卽爲<sup>二</sup>待賢后<sup>一</sup>。長大漸卑。長夫人曰。若有<sup>三</sup>一姊在<sup>二</sup>我上<sup>一</sup>。必應<sup>レ</sup>配<sup>二</sup>野夫<sup>一</sup>。

〔書き下し文〕

藤傳公實の長女、亞相の夫人と爲る。其の次 花園左相に嫁す。其の次卽ち待賢后と爲る。長大漸く卑し。長夫人曰く、「若し一姉の我が上に在る有らば、必ず應に野夫に配すべし」と。

〔訳文〕

藤原公實の長女は大納言の夫人となり、二女は花園左大臣のもとに嫁ぎ、三女は待賢門院となった。年長の者ほど婚姻相手の身分が低かった。大納言の夫人であった長女は、「もし私に姉がいたならば、必ずやきつと田舎者の所へ嫁いだことでしょう」と言った。

〔原注〕

- ① 閑院大納言實季之子。
- ② 經實。
- ③ 有仁。

〔書き下し文〕

① 閑院大納言 實季の子なり。

② 經實なり。

③ 有仁なり。

〔訳文〕

① 閑院大納言實季の子である。

② 經実である。

③ 有仁である。

〔語釈〕

藤傳公實 〔排調5〕〔語釈〕「公實」参照。

經實 藤原經実。一〇六八―一一三一。平安時代後期の公卿。藤原師実の三男。經実を始祖とし、その子藤原經宗の邸宅大炊御門富小路西邸にちなんで大炊御門を家号とした。二条天皇の外祖父で大納言などを歴任し、没したのち太政大臣を贈られた。「亞相」は、大納言の唐名。

有仁 源有仁。一一〇三―一一四七。平安時代後期の公卿。永久三年

（一一一五）元服し白河天皇の皇子とされたが、元永二年（一一一九）源氏の姓を賜り臣籍に降下した。内大臣、右大臣を経て保延二年（一一三六）左大臣に上り、花園左大臣と称される。幼少より利発で容貌にも恵まれる。詩歌管弦に秀で、儀礼に通じ、装束の新制度を考案した。日記『花園左大臣有仁公記』、有職故実書『春玉秘抄』などがある。「左相」は、左大臣の唐名。

待賢后 待賢門院。藤原璋子。一一〇一〜一一四五。平安時代後期、

鳥羽天皇の中宮。藤原公実の娘。白河法皇の猶子となり、入内

して鳥羽天皇の女御となった。元永元年（一一一八）中宮、崇

徳・後白河両天皇らを産んだ。保安四年（一一二三）崇徳天皇

が即位すると、翌年の天治元年（一一二四）女院となり、待賢

門院の院号を賜る。晩年は仏教に帰依し円勝寺、仁和寺法金剛

院を建立、尼となった。

長大 成長する。成人になる。ここでは、年長者のことをいう。

配 めあわす。夫婦とならしめる。

野夫 田舎に住む男。田舎者。

〔典故〕

『今鏡』卷六「藤波の下」。

（永瀬 恵子）

## 〔排調8〕

僧寛快①。供<sub>レ</sub>奉蓮華王院道場<sub>一</sub>。日上多闕。主事郎乃每<sub>二</sub>日簿下<sub>一</sub>注<sub>二</sub>

寛快不參<sub>一</sub>。正欲<sub>レ</sub>使<sub>二</sub>懲懼<sub>一</sub>。快看便執<sub>レ</sub>筆。每注加<sub>二</sub>其下<sub>一</sub>。如<sub>二</sub>供

米<sub>一</sub>。如<sub>二</sub>供米<sub>一</sub>。主事竟不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>上奏<sub>一</sub>。

〔書き下し文〕

僧寛快、蓮華王院の道場に供奉す。日上多く闕く。主事郎乃ち日簿の下毎に、「寛快不參」と注す。正に懲懼せしめんと欲す。快見て便ち

筆を執りて、毎注 其の下に加ふ、「供米の如し。供米の如し」と。主事竟に上奏することを得ず。

〔訳文〕

寛快は蓮華王院の道場に奉仕していた。日頃の勤めに欠勤が多かったので、寺務の管理官は毎日の帳簿の下に、「寛快参せず」と注記した。彼を懲らしめようとしたのである。寛快はそれを目にするや、筆を執って注記ごとにその下に、「供米の如し。供米の如し」と書き加えた。管理官は結局これを上奏することができなかった。

〔原注〕

①壇光院僧。

〔書き下し文〕

①壇光院の僧なり。

〔訳文〕

①壇光院の僧である。

〔語釈〕

寛快 不詳。『尊卑分脈』によると、清和源氏、仁和寺の大僧都とされている。円宗寺執行・法印寛実の子であり、兄弟には仁和寺の僧寛詮がいる。その子には圓城寺僧・大僧都快全、仁和寺の僧・法印定瑜がいる。

供奉 本尊に仕え、奉仕する。

蓮華王院 天台宗の寺。妙法院が管理し、三十三間堂の名で知られる。日上 日々その場所に参上すること。日参。

懲懼 懲らしめ恐れさせる。

如供米 典拠に当たる『古今著聞集』卷第十六第五二〇話の前半に、法会の供米に不法があり、寛快が奉行の者を揶揄する部分がある。ここで「如供米」と書き付けたのは、自分の「不参」が供米の「不参」と同じだという意を表すのである。自分の「不参」を供米の「不参」になぞらえて表現したものである。

壇光院 壇光房は寛快の僧房の名である。

〔典拠〕

『古今著聞集』卷第十六「興言利口」第五二〇話「近江法眼寛快、供米の不法を諷する事、並びに文覚と相撲の事」。

（馮 超鴻）

〔排調9〕

法眼寛快。乗<sub>レ</sub>輿遠行。使<sub>二</sub>力夫肩<sub>レ</sub>之。看<sub>二</sub>其不堪<sub>二</sub>道疲<sub>一</sub>。曰。那不<sub>二</sub>更代<sub>一</sub>。力夫曰。二人爾。誰可<sub>レ</sub>代者。快曰。不<sub>レ</sub>然。前夫<sub>レ</sub>爲後。後夫爲<sub>レ</sub>前。更互相代乃可。

〔書き下し文〕

法眼寛快、輿に乗りて遠行す。二力夫をして之を肩がしむ。其の道疲に堪へざるを見て、曰く、「那ぞ更代せざるか」と。力夫曰く、「二人のみ。誰か代はるべき者ぞ」と。快曰く、「然らず。前夫 後と爲り、後夫 前と爲る。更互に相代らば、乃ち可なり」と。

〔訳文〕

法眼寛快は輿に乗って遠方へ出かけ、二人の力者にこの輿を担がせた。その二人が道中で疲れ果てて耐えきれなくなったところを見て、寛快は「どうして交代しないのか」と言った。力者は「この輿を担いでいるのは二人だけです。誰が交代できるのでしょいか」と言った。寛快は「そうではない。前の者が後ろに代わり、後ろの者が前に代わる。交互に代われれば、それでよろしい」と言った。

〔語釈〕

法眼 法眼和尚位の略。僧位の一つ。法印大和尚位に次ぐもので、僧都の相当位。俗位の五位に准ずる。

寛快 〔排調8〕〔語釈〕「寛快」参照。

力夫 力者と同じ。駕籠かき等に従事した剛の者。

道疲 道中の疲れ。

〔典拠〕

『古今著聞集』卷第十六「興言利口」第五二〇話「近江法眼寛快、供米の不法を諷する事、並びに文覚と相撲の事」。

（筆尾 知佳）

〔排調10〕

順徳大后宮人備後。醫師時成女。與<sub>二</sub>佛工雲慶女越前<sub>一</sub>。每以<sub>二</sub>辨給<sub>一</sub>相調。共耻<sub>二</sub>父業<sub>一</sub>。越前頼面。偶生<sub>二</sub>小瘡<sub>一</sub>。示<sub>二</sub>備後<sub>一</sub>曰。定是疾患。

非<sup>二</sup>阿姑<sup>一</sup>。無<sup>二</sup>應<sup>レ</sup>知者<sup>一</sup>。備後即看曰。正已嵌<sup>二</sup>眉間<sup>一</sup>。非<sup>二</sup>我所<sup>レ</sup>知。  
〔書き下し文〕

順徳大后の宮人備後、醫師時成の女なり。佛工雲慶の女越前と、毎に辨給を以て相調す。共に父の業を耻づ。越前の額面に、偶<sup>たま</sup>たま小瘡を生ず。備後に示して曰く、「定めて是れ疾患なり。阿姑に非<sup>レ</sup>ずんば、應に知るべき者無し」と。備後即ち看て曰く、「正に已に眉間に嵌<sup>かん</sup>す。我が知る所に非<sup>レ</sup>ず」と。

### 〔訳文〕

順徳天皇の皇后の女房備後は、医師和氣時成の娘である。彼女は仏師運慶の娘越前と、いつも巧みな弁舌でからかいあつたが、ともに父の職業を恥じていた。越前の額にたまたま小さいできものができた。彼女は備後に見せて、「きつと病気に違いありません。あなたでなければ、診立てられる人はいません」と言った。備後はすぐさまよく見ると、「(白毫のように)まさに眉間に嵌<sup>かん</sup>っています。私の手の及ぶところではありません」と答えた。

### 〔語釈〕

順徳大后 順徳天皇の中宮藤原立子。一一九二―一二四八。父は撰政九条良経、母は権大納言一条能保の女。承元四年(一二二〇)に順徳天皇のもとへ入内し、同年十二月二十九日に女御宣下、翌承元五年(一二二一)一月二十二日には中宮に冊立。承久三年(一二二二)の承久の乱で、順徳上皇が佐渡島に配流となる。と、その翌年の三月二十五日に院号宣下があつて、東一条院と

なる。大后は皇后の意。

備後 和氣時成の娘の女房名。伝未詳。

醫師 令制における典藥寮の職員。

時成 和氣時成。一一五九―一二一九。平安後期・鎌倉時代の医師。和氣定成の三男。侍医、典藥頭、兼丹後介などを務める。法名は願成。

佛工 仏像をつくる工匠。

雲慶 運慶。生年未詳―一二二四。鎌倉初期の仏師。東大寺や興福寺の復興事業に加わり、数多くの仏像を制作。写実的な力強い作風で、鎌倉彫刻の第一人者とされる。作品に円成寺「大日如来像」、快慶との合作による東大寺南大門「金剛力士像」など。

越前 運慶の娘の女房名。伝未詳。

辨給 弁舌が十分に足りて巧みなこと。

相調 からかいあうこと。

額 おでこ。

阿姑 婦人が夫の母をいう。しゅうとめ。備後と越前の関係については、不詳である。

嵌眉間 眉間に嵌ること。ここでは越前の眉間に生じたできものを仏像の眉間の白毫(仏の眉間にあつて光明を放つという長く白い巻き毛)になぞらえている。

### 〔典故〕

『古今著聞集』巻第十六「興言利口」第五四一話「七条院の女房備後

越前尾張等詞鬪の事」。

〔備考〕

『大東世語』では、備後と越前は順徳天皇の中宮藤原立子の女房とされているが、典拠では、備後と越前は七条院藤原殖子（一一五七—一二二八）の女房とされている。

（呂 天斐）

〔排調11〕

藤亞相資季①。朝會源參議具氏②。自誇言曰。卿曹所問。何事不辨。參議曰。未必爾。亞相曰。卿且試問來。參議曰。下官年少。未習學藝。若道不敢問。唯淺俗近事。應相質耳。亞相曰。益無難。座人相勸曰。此爭亦是一段佳興。願於上前。乃不勝者。當罰供饌。遂從其言。既而參議改容發問曰。自幼久已有習聞一言。未審其義。云馬吃糧狐尾凹入九連等。云何。亞相對窮。乃曰。是童俗妄言。何足深辨。參議曰。下官已言。所疑淺俗近事爾。於是滿坐大咲。亞相供饌。

〔書き下し文〕

藤亞相資季、朝して源參議具氏に會し、自ら誇言して曰く、「卿が曹の問ふ所、何事か辨ぜざらん」と。參議曰く、「未だ必ずしも爾らず」と。亞相曰く、「卿且く試みに問ひ來たれ」と。參議曰く、「下官年少にして、未だ學藝に習はず。道の若きは敢へて問はず。唯だ淺俗の近

事一二のみは、應に相質すべきのみ」と。亞相曰く、「益ます難きこと無し」と。座人相勸めて曰く、「此の争ひも亦た是れ一段の佳興なり。願はくは上前に於いてし、乃ち勝たざる者は、當に供饌を罰すべきことを」と。遂に其の言に従ふ。既にして參議 容を改め、問を發して曰く、「幼より久しく已に習ひ聞く一言有り。未だ其の義を審らかにせず。『馬の吃糧 狐の尾か 凹入九連等』と云ふは云何」と。亞相對窮す。乃ち曰く、「是れ童俗の妄言なり。何ぞ深く辨ずるに足らん」と。參議曰く、「下官已に言ふ。疑ふ所は淺俗の近事のみ」と。是に於いて滿坐大咲し、亞相 饌を供す。

〔訳文〕

藤大納言資季は参内して源參議具氏に會うと、驕りたかぶり「あなたの尋ねることで答えられないものはありません」と言った。參議は「必ずしもそういうことはありませんまい」と答えた。大納言は「とりあえず試しに質問してご覧なさい」と挑発すると、參議は「私は年少のため、まだ学芸を習得してはおりませんので、人倫五常の道については敢えて質問致しません。ただ卑近の俗事だけは一つ、二つ質問したく存じます」と話した。大納言は「さらにたやすいことだと述べた。周囲の人が「この争いもまた一つの座興です。いっそのこと帝の御前で行い、負けた方は罰として供御を用意なされたらいかがでしょうか」と提案した。両者はその勧めに従った。そこで參議は顔を正して「幼少より久しく耳馴染んでおりながら、まだその意味を把握していない言葉があります。『むまのきつりやう、きつのの』を

か、なかくばれいりくれんとう』とは一体どのようなものなのでしょうか」と尋ねた。大納言は返答に窮したが、「これは世俗のとりとめも無い言葉であって、どうして深く意味を詮索しておく必要があるものであろうか」と弁解した。参議は「先ほども申し上げた通り、常々疑念を持っておりましたものは卑近なことばかりです」と言った。かくて満座の者は大笑して、大納言は罰として参議に供御を振る舞う羽目になった。

〔原注〕

①中將資家之子。官大納言。

②中院中將通氏之子。官宰相中將。

〔書き下し文〕

①中將資家の子にして、官は大納言なり。

②中院中將通氏の子にして、官は宰相中將なり。

〔訳文〕

①中將資家の子で、官職は大納言である。

②中院中將通氏の子であり、官職は宰相中將である。

〔語釈〕

藤原資家 藤原資家。一一〇七～一二八九。鎌倉時代前期の公卿。

正二位権大納言。二条と号す。二条資家。藤原資家の子。日記

『荒涼記（資家卿記）』を残した。暦仁元年（一二三三）参議、

侍従に就く。宝治二年（一二四八）権中納言、建長二年（一二

五〇）中納言に昇叙。正嘉三年（一二五九）権大納言に任ぜら

れた。「亞相」は大納言の唐名。

中將資家 藤原資家。一一八二～一二五六。鎌倉時代前期の公卿。藤原定能の子。従三位左中將となる。

源参議具氏 源具氏。一二三二～一二七五。鎌倉時代中期の公卿。中院を号す。源通氏の子。後嵯峨院の近臣であった。文永四年（一二六七）参議、左中將に任じられる。

中院中將通氏 源通氏。一二一三～一二三八。鎌倉時代前期の公卿。源通方の子。従三位右中將となる。

卿曹 主君などが群臣を呼ぶときの称。おんみら。

下官 官吏の自称、やつがれ、わたし。

學藝 道德（德行）と學術（六芸）のこと。

供饌 食事を供えること。ここでは供御を指す。

馬吃糧 狐尾 凹入九連等 典拠に現れる謎語「むまのきつりやう、

きつのにのをか、なかくばれいりくれんとう」のこと。鎌倉時

代の辞書『名語記』には童の遊び歌の一節として紹介されてい

る（稲田利徳「むまのきつりやう云々」は謎々か「徒然草」

『第三百五段をめぐって』『徒然草論』二〇〇八年十一月 笠

間書院）。この謎語の解釈については諸説あり、江戸時代の伴

蒿蹊は『閑田耕筆』に以下の解き方を記している。「むまのき

つ」とは「むま」を「退きつ」（除く）こと、「なかくばれいり」

とは真ん中を外すこと、「くれんとう」は転倒することをそれ

ぞれ意味するという。つまり、「りやうきつのにのをか」の真

ん中を外して「りか」。それを転倒すると、答えは「かり」ということになる。

云何 いかん。いかに。どうして。如何。

大笑 大笑すること。「咲」は「笑」の古字。「咲く」の義は国訓である。

〔典故〕

『徒然草』第二百二十五段。

（樋口 敦士）

〔排調12〕

僧都盛親。見<sup>二</sup>一僧<sup>一</sup>。率目爲<sup>二</sup>白迂瑠璃<sup>一</sup>。或問其何物。親曰、吾亦不<sup>レ</sup>知。若有乃當<sup>レ</sup>似<sup>二</sup>渠面<sup>一</sup>耳。

〔書き下し文〕

僧都盛親、一僧を見る。率かに目して白迂瑠璃と爲す。或るひと問ふ「其れ何物ぞ」と。親曰く、「吾も亦た知らず。若し有らば、乃ち當に渠が面に似たるべきのみ」と。

〔訳文〕

盛親僧都が、ある僧を見るや、急に注視して「しろうるり」と呼びなした。ある人は「それはいかなる物ですか」と尋ねた。盛親が言うには「私にもわかりません。もしそんなものがあつたとしたら、この僧の顔にきつと似ているはずでしょう」と。

〔語釈〕

僧都盛親 「後宇多院御灌頂記」に、権少僧都盛親の名が見えるが、不詳。『徒然草』第六十段に「真乘院に、盛親僧都とてやむ」となき智者有けり」とある。

白迂瑠璃 「白」は白。「迂瑠璃」は未詳。白瓜は白くのとっぺりとして、目鼻のついたようなお化けと考えられたか。典故『徒然草』第六十段には「しろうるり」とある。

〔典故〕

『徒然草』第六十段。

（山中 明）